

経営判断の内容等が著しく不合理でなければ

出資後に株式の評価が激減も 取締役の善管注意義務違反なし

出資したX社の株価算定及び出資を決議した経営判断が善管注意義務違反になるかどうか争われた株主代表訴訟で、東京高等裁判所（木納敏和裁判長）は令和6年9月4日、本件出資は被告の孫会社の株式をX社が譲り受けることを条件に実施されたものであると指摘。経営上の判断の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役の善管注意義務に違反するものではないとの判断を示し、原審に引き続き、株主（控訴人）らの請求を棄却した（令和6年（ネ）第2501号）。

出資した会社の株式評価減で1億9,000万円の特別損失計上

本件は、東証グロース市場に上場するITbookホールディングス（以下「IT社」）。なお、令和6年9月1日付でSAAFホールディングスに商号変更）の元代表取締役だった株主らが同社の取締役に対し、出資したX社の株価算定や出資を決議した経営判断は、取締役としての善管注意義務違反に当たり、1億9,000万円余りの損害が生じたとして損害賠償請求を行ったものである。

IT社は、令和3年8月18日の取締役会において、①M社（IT社の孫会社）に2,000万円を貸し付けることを決定する決議、②IT

社グループが有するM社への全貸付債権を放棄し、A社（IT社の子会社）が保有するM社全株式を備忘価額（1円/1株）でX社に譲渡することを決定する決議、③X社の一株当たりの株価を8,621.06円として2億円出資を決定する決議を行い、その後、実行された。しかし、その後、令和3年9月30日にM社が破産手続開始の申立てを行ったことにより、X社の株式の評価は、監査法人の令和4年3月期の期末監査により634万5,618円（出資額の96.8%）に減額され、1億9,365万4,382円の特別損失を計上することになった。

出資は不振の孫会社の譲渡を受け入れることが条件

東京高裁は原審の東京地裁の判断を引用しつつ、引き続き取締役らの善管注意義務違反は認められないとの判断を示した。

純投資とみれば疑問も

東京高裁は、取締役らが本件出資につきX社の一株当たりの株価を8,621.06円としたのは、合理的な株価算定を根拠とするもので

はなく、X社からの要請をそのまま受け入れたためであることがうかがわれ、株式の価値が出資のわずか7か月後には96.8%も減額評価されたことに照らせば、本件出資当時である令和3年8月時点で価値も一株当たり8,621.06円を大幅に下回るものであったと認めるのが相当であることからすると、本件